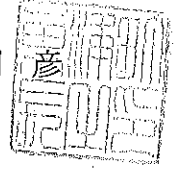


31 東都計第 4582 号
令和元年 12 月 24 日

東浦町議会議長 小松原 英治 様

東浦町長 神 谷 明



再議書

令和元年第 4 回東浦町議会定例会において、令和元年 12 月 20 日に議決された発議第 1 号「東浦町景観条例の廃止について」は、次の理由により異議があるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 176 条第 1 項の規定に基づき、再議に付する。

理由

- 1 成熟社会において、量のみではなく質を重視するまちづくりは、非常に重要である。景観法はそういった趣旨を踏まえて制定されたものであり、それに基づいて策定された東浦町景観条例（以下「条例」という。）を廃止するということは、その潮流に逆行することとなる。
- 2 東浦町の個性を示す根と狭間の起伏に富んだ地形に人々の生活が積み重ねられて形成された景観を守り育てていくことが、住民の誇り、居心地の良さ及び住み甲斐に繋がり、ひいては、まちの価値を高めていくものと考えており、条例は、それを達成する役割を担っているため、必要である。
- 3 条例案を策定するに当たっては、その根拠、効果等を事前に十分調査し、それを明確にして提出することが求められるが、次に示すとおり、それが全くなされておらず、条例案の提案理由とされている「必要性が低い」と、その理由として説明された「行為の制限のある条例とは知らなかった」「行き過ぎた行政指導がある」とは、全く繋がっておらず、さらにパブリックコメント等の住民の意見を聴く機会も設けていない。これらのことを踏まえると、この発議は、唐突なものであると言わざるを得ない。仮に「行き過ぎた行政指導」があったとしても、それを正して適正な執行を促すのが議会の責務であり、それを行わずして条例を廃止するというのは、行き過ぎた行為である。
 - (1) 「条例によって規制がなされている」といった趣旨の主張がされているが、そういった規定がないのは、条例を見れば明らかであり、条例を廃止する理由にならない。条例は、景観法に基づく届出（以下「届出」という。）を円滑に行うための事前協議の義務付け、景観法に基づく届出行為を限定する等のものであり、「必要性が低い」とは到底考えられない。
 - (2) 「行き過ぎた行政指導があった」といった趣旨の主張がされているが、その根拠が明確に示されていない。事前協議から届出に至るまでに変更があった事項は、

事前協議の結果であり、「必要性が低い」とされる理由には当たらない。

- (3) 条例の廃止に伴って生じる住民への影響及び事務執行上の問題点を考慮しておらず、住民に混乱を生じさせる（例えば、届出の対象が大幅に増加し、住民の負担が増大する。さらに届出に係る事務の増加により事務の執行に相当な支障をきたす。）。